

オーストリアにおける問題点と要望

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17	知的財産制度運用	日機輸	(1)	アーティストの社会保障制度への貢献としての製品課税 (KFVS)	・2001年以降、芸術支援のための貢献に関するオーストリアの法律は、衛星受信機の輸入業者は芸術家の社会保障制度 (KFVS) に1台あたり8.7ユーロ (6ユーロから増額) の税金を支払うことを定めた。 2013年以降、KFVSは組み込みの衛星チューナーを備えたテレビやBDレコーダーにもその対象を拡大し、その請求の範囲を2008年以降のすべての輸入品としている。 2021年1月、申し立てを却下する、最終的かつ絶対的な決定が下された。(継続)	・法律の有効性は、オーストリアの最高行政裁判所によって最終的かつ絶対的に確認された。	・ § 1 para. 1 no. 3 Kunstförderungsbeitragsgesetz (Austrian Law on Contribution for the Support of Arts); ref. http://www.ris.bka.gv.at/Dokumente/Bundesnormen/NOR40064711/NOR40064711.pdf

※経由団体: 各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。